

衆議院法務委員会ニュース

【第204回国会】令和3年3月17日（水）、第4回の委員会が開かれました。

1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

・上川法務大臣、田所法務副大臣、小野田法務大臣政務官、こやり厚生労働大臣政務官、近藤内閣法制局長官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者）階猛君（立民）、中谷一馬君（立民）、稲富修二君（立民）、松田功君（立民）、宮崎政久君（自民）、井出庸生君（自民）、山花郁夫君（立民）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）、高井崇志君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

階猛君（立民）

（1） 検察審査会法

ア 検察審査会法第2条第2項の「告発をした者」に、告発状を提出したが検察に受理されなかった者が含まれるか否かについての法務大臣の見解

イ 検察審査会法第35条に基づく検察審査会の資料提出要求に対して、検察官が資料提出を拒否できるか否かについての法務省の見解

ウ 形式的な理由で不受理をしているにもかかわらず、半年以上かかって告発状の返戻を行い、その2週間後には不起訴処分を行うといった、検察審査会への申立てや検察審査会の機能を阻害するような検察庁の対応を是正すべきとの考えに対する法務大臣の見解

エ 告発状の受理の不当な拒否や引き延ばしをしないこと及び菅原元経済産業大臣の事案についての起訴相当議決を受けて速やかに公訴提起を行うことの2点の提言に対する法務大臣の見解

（2） 河井案里氏らの公職選挙法違反事件における被買収者の処分

ア 被買収者に係る告発状を受理したか否かの確認

イ 選挙買収事件において、買収者のみを起訴し、被買収者に対しては刑事処分を行わなかった過去の事例の有無についての法務省の見解

ウ 被買収者に対しての刑事処分を先送りにはすることは、違反者に対する公民権の停止等の処分を規定し、違反者を選挙から排除することで公明正大な選挙の実現を目指している公職選挙法の趣旨に反するのではないかと考えに対する法務大臣の見解

エ 被買収者に対して刑事処分を行うか否かの判断は、単に法律の運用にとどまらず、公明正大な選挙の確保という憲法上の問題でもあるため、法務大臣自ら検察を指揮すべきというぐらいの重要な案件であるとの考えに対する法務大臣の見解

中谷一馬君（立民）

犯罪加害者家族

ア 犯罪加害者家族が取り上げられた書籍や映画を見たことがあればその感想、見たことがない場合は興味や関心を持たなかった理由についての法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官への確認

イ アについて各府省の政府参考人への確認

ウ 犯罪加害者家族に関する議論や研究の経験の有無についての法務大臣及び法務副大臣への確認

エ 犯罪加害者家族は「加害者」か「被害者」かについての法務副大臣、法務大臣政務官及び法務大臣の見解

オ 犯罪加害者家族の厳しい生活実態の把握の有無

稲富修二君（立民）

- (1) 第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）の成果
- (2) 黒川元東京高等検察庁検事長の略式起訴の方針に関する報道
 - ア 事実関係
 - イ 個別事件に関する情報開示の在り方を見直す必要性についての法務大臣の見解
- (3) 検察官の勤務延長に関する解釈変更
 - ア 解釈変更の現在における有効性及び将来における適用可能性についての法務大臣の見解
 - イ 黒川元検事長に対応させることになっていた東京高等検察庁管内における複雑困難事件の現状
 - ウ 黒川元検事長の辞職を受けた勤務延長要件の見直しの有無
 - エ 次回の勤務延長の事案に備えて勤務延長要件を見直す必要性についての法務大臣の見解
- (4) 検察庁法改正案を含む国家公務員法等改正案の提出についての検討状況
- (5) 検察官の勤務延長に関する解釈変更の決裁の在り方をめぐり提起された問題が今般の文書決裁の関係規定の改正によって解消されることの確認
- (6) 文書の作成・保存に関し幹部を含めた職員の理解を深めるための措置についての検討状況
- (7) 一筆書きキャラバン（法務大臣等と全国の法務省職員との対話の取組）
 - ア 現場の職員から上がった意見の内容
 - イ 法務・検察行政に対する批判的な意見の有無

松田功君（立民）

- (1) 河井案里氏らの公職選挙法違反事件における被買収者の処分
 - ア 被買収者である地方議会議員が刑事処分を受けない理由
 - イ 過去の買収事件で処分を受けた被買収者である地方議会議員と今回の事件で処分を受けない地方議会議員の違い
 - ウ 罪を立証できる証拠があるにもかかわらず被買収者の処分が行われない理由を説明しない姿勢は、検察に対する国民の不信を招くとの考えに対する法務省の見解
 - エ 被買収者の罪を立証できる証拠がそろっている状況においても捜査機関の活動内容に関わる事柄であるとして答弁を拒否する理由
 - オ 今後捜査が進んだ場合に被買収者の刑事処分が行われることの確認
 - カ 法務大臣経験者が地方議会議員に公職選挙法違反をさせたことについての法務大臣の見解
 - キ 法務省が主唱する「社会を明るくする運動」に子供たちが取り組んでいる現状を踏まえ、元法務大臣である河井克行氏の公職選挙法違反事件に関して法務大臣は子供たちに何らかのメッセージを出すべきではないかとの考えに対する法務大臣の見解
 - ク 民主主義国家の根幹でもある選挙は公平さが保たれて初めて成り立つものであることを踏まえれば、これを害する行為は厳しく処罰すべきとの考えに対する法務大臣の見解
- (2) 名古屋出入国在留管理局における死亡事案
 - ア 昨年10月に名古屋出入国在留管理局で起きたインドネシア人男性の死亡事案について、本年3月までに行われた調査の内容及び調査を踏まえた各入管収容施設における業務改善の取組
 - イ 名古屋入国在留管理局で半年以内に死亡事案が2件発生したことを踏まえ、第三者による調査を実施し、外部の意見を聞いた上で、出入国管理の窓口業務や入管収容施設の在り方を含む出入国在留管理全体の大改革を進めるべきではないかとの考えに対する法務大臣の見解
- (3) 成年後見制度
 - ア 家庭裁判所が候補者の中から成年後見人を選任しなかった理由の申立人への通知及び成年後見人の選任基準の公表の必要性についての最高裁判所当局の見解
 - イ 欠格事由に該当せず、本人や推定相続人が選任に反対していない人については成年後見人に選任されるとする基準を民法に規定する必要性

ウ 後見人等に対して本人との面会を義務付け、後見等事務報告書に面会の日時や内容を記載する欄を設けることにより、身上監護についての報告の充実を図ることが重要ではないかとの考えに対する最高裁判所当局の見解

宮崎政久君（自民）

- (1) 第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議（京都コンGRESS）の成果として、今後の司法外交を担う国際的な司法人材の育成という法務省を始めとする組織の内部的レガシーの達成の有無についての法務大臣の認識
- (2) ハンセン病に係る偏見・差別の解消のための継続的な取組についての政府の認識及び決意
- (3) 部落差別
 - ア 部落差別解消推進法第6条に基づく調査結果を含めた部落差別の実態についての政府の認識
 - イ 特定地域が同和地区であることを示すインターネット上の識別情報について、原則として削除要請等の措置の対象とする法務省の平成30年12月27日付依命通知の発出前後の削除の状況
 - ウ 部落差別に関する相談体制の充実について、法務省の今後の取組及び地方公共団体との連携に関する法務省の見解

井出庸生君（自民）

- (1) 平成8年に法制審議会が答申した選択的夫婦別氏制度を導入することなどを内容する民法の一部を改正する法律案要綱
 - ア 現時点でも同要綱の内容は十分通用することの確認
 - イ 同要綱が国民各層の様々な議論を踏まえて作成されていることの確認
 - ウ 同要綱が現代でも通用する内容であることについての法務省の認識
- (2) 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月閣議決定）に基づいた選択的夫婦別氏制度の更なる検討に向けた法務省の決意
- (3) 離婚後の子の養育義務
 - ア 離婚後に再婚し新たに扶養家族ができた場合の従前の子に対する扶養義務の程度
 - イ 離婚により氏を別にする従前の子に対する扶養義務の程度
- (4) 児童福祉法による里親制度
 - ア 里親家庭で暮らす子が名乗る氏
 - イ 里親家庭で暮らす子は原則として里親の氏を名乗らないことの確認
 - ウ 里親家庭で暮らす子が里親と同一の氏を名乗らないことと家庭的養育環境を提供するという目的が両立し得ることの確認
- (5) 平成8年に法制審議会が答申した民法の一部を改正する法律案要綱の選択的夫婦別氏制度において子の氏をあらかじめ一つに定めることとした理由

山花郁夫君（立民）

- (1) 本日、札幌地方裁判所が示した同性婚が認められないのは違憲との判断に対する法務大臣の見解
- (2) 河井案里氏らの公職選挙法違反事件
 - ア 政治資金収支報告書が用途不明との記載で提出された事例の有無
 - イ 河井克行氏の事件における捜査関係書類の押収状況
 - ウ 河井案里氏が代表を務める選挙区支部の政治資金収支報告書が用途不明との記載で提出されたことの確認
 - エ 公判終了後、検察が押収した証拠物は当事者に還付されることの確認

- オ 河井案里氏の公判が終了したため、当該事件の証拠物は既に還付されたことの確認
- カ 公判の開廷前における証拠物の公表を原則禁止している刑事訴訟法第 47 条の規定は、河井案里氏の事件には当てはまらず、証拠物の還付の有無は答えられるのではないかとの考えに対する法務省の見解
- キ 政治資金収支報告書と政党交付金使途報告書における不明部分は、証拠物の還付後に訂正されることの確認
- (3) 法務・検察行政刷新会議
 - ア 法務・検察行政刷新会議が設置された経緯と黒川元東京高等検察庁検事長の不祥事の関係
 - イ 個別の事件について、国会では答えられないとする一方で、検察しか知り得ない情報が報道される事例が散見され、守秘義務違反が疑われる状況があることを踏まえ、検察官の倫理規範や職務基本規程を制定する必要があるのではないかとの考えに対する法務省の見解
 - ウ 法務大臣がリーダーシップを発揮して検察官の倫理規範を策定する必要性についての法務大臣の見解
- (4) 取調べにおける弁護士の立会い
 - ア 身体的拘束を受けていない任意の取調べについて、被疑者はいつでも取調べを拒否して退去する権利があることの確認
 - イ 取調べにおける弁護士の立会いが法律上禁止されていないことの確認
 - ウ 取調べに弁護士の立会いを認めた事例の有無
 - エ 弁護士の立会いを認めた事例を把握する必要はないと法務省が判断した理由
 - オ 平成 28 年の改正刑事訴訟法の附則に定められた施行 3 年後の検討の時期が近づいていることを踏まえ、取調べへの弁護士の立会いの事例を把握する必要があるのではないかとの考えに対する法務省の見解

藤野保史君（共産）

- (1) 法務・検察行政刷新会議
 - ア 法務・検察行政刷新会議は、緊急事態宣言下における黒川元東京高等検察庁検事長の賭け麻雀等の一連の不祥事に対する検証のために設置されたとの認識に対する法務大臣の見解
 - イ 検察庁法改正案策定経緯文書内の検察官の勤務延長の解釈変更の経緯に関する記載についての第 5 回会議における刑事局総務課長の発言内容
 - ウ 検察官の勤務延長の解釈変更の経緯に関する法務省の説明が納得できるものではないとの法務・検察行政刷新会議報告書における指摘に対する法務大臣の見解
 - エ 法務・検察行政刷新会議報告書において納得できないとされた検察官の勤務延長の解釈変更は撤回すべきとの考えに対する法務大臣の見解
 - オ 法務・検察行政刷新会議報告書における証拠開示制度の在り方に対する指摘の内容
 - カ 再審請求手続における証拠開示制度の法制化の推進についての法務大臣の見解
- (2) 本年 3 月 6 日に名古屋出入国在留管理局で発生した 30 代のスリランカ人女性の死亡事案
 - ア DV 被害を受けたため、警察に助けを求めたにもかかわらず、在留資格がないという理由で入管収容施設に収容された末に死亡するという事案についての法務省の見解
 - イ 入管収容施設への収容ではなく、再び在留資格を取得できるように支援を行うことが当該女性への当局の対応として必要であったとする考えに対する法務大臣の見解
 - ウ 女性に点滴を打つと時間がかかるという医師からの話を受けて点滴を打たせることなく女性を連れ帰ったとされていることが事実か否かの確認
 - エ 被収容者が死亡する事案を繰り返さないために第三者による調査が必要との指摘に対する法務大臣の見解
 - オ 在留資格がない者は原則として入管施設に収容するという出入国在留管理庁の方針とその下での

- 対応が、女性が死亡した原因であるとの指摘に対する法務大臣の見解
- (3) 東京出入国在留管理局における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生
- ア クラスター発生の原因
 - イ 東京出入国在留管理局を含む全ての入管収容施設の収容者のうち、新型コロナウイルスの陰性が確認された者は直ちに解放することを検討すべきとの提案に対する法務大臣の見解

串田誠一君（維新）

- (1) 同性婚に対する司法判断を示した令和3年3月17日の札幌地方裁判所判決
- ア 同性婚を認めないことを違憲とした判示内容に対する法務副大臣及び法務大臣政務官の受け止め
 - イ 本件訴訟における国側の主張内容を法務大臣が承知していたか否かの確認
 - ウ 同性愛者でも異性との婚姻は可能とする国側の主張に対する法務大臣の見解
 - エ 同性婚を制限しなければならない公共の福祉の存在の確認
- (2) 判検交流により政府側の答弁をしていた法務省民事局長が判事となって国が当事者となる訴訟の裁判を行う場合であっても公平に判断できるか否かの確認
- (3) 児童相談所における一時保護
- ア 一時保護中の児童がその親と面会できることが原則であることの確認
 - イ 施設に措置された児童が生物学的親との接触を維持する権利を剥奪されているとの国際連合の子ども権利委員会の勧告（児童の権利委員会の日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見）に対する認識
- (4) 24か国を対象にした父母の離婚後の子の養育に関する海外法制調査についての法務大臣の認識

高井崇志君（国民）

- (1) 検察官の勤務延長
- ア 国会答弁のあった事項について、政府内の協議のみで法解釈の変更を行い、それを国民に周知しないことの妥当性
 - イ 国会答弁のあった事項について、法務省と内閣法制局のみで協議して法解釈の変更を行い、それを国民に周知しないことが法務省の方針か否かの確認
 - ウ 各省庁の判断で法解釈の変更を行うことについての内閣法制局の見解
 - エ 2020年1月17日から21日までの法務省と内閣法制局との応接録の内容は法解釈の変更ではなく、当初からこのような解釈であったと書いてあるのではないかとの考えに対する法務省の見解
 - オ 法解釈変更の根拠となるべき事情変化の内容についての法務省から内閣法制局への説明の有無
 - カ 国会答弁のあった事項について、法務省の内部で法解釈の変更を行い、それを国民に周知しないことの妥当性についての法務大臣の見解
 - キ 後付けで法解釈の変更が可能ならば、解釈を確定させるという国会審議の意味がなくなるとの考えに対する法務省の見解
- (2) 憲法第53条に基づく臨時国会の召集は憲法上の義務であると内閣法制局は答弁しているが、召集義務に関する訴訟において、国側代理人の法務省訟務局が法的義務ではなく政治的責任であるとする主張していることについて、法務省と内閣法制局との事前相談の有無及び両者の見解が矛盾しているとの考えに対する内閣法制局の見解

2 民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案（内閣提出第56号）

- ・上川法務大臣から趣旨の説明を聴取しました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。